

建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部改正について

建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成14年5月31日建管－639）の一部を次のように改正する。
（新旧対照表のとおり）

建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1 目 的</p> <p>この要領は、県内建設企業の経営基盤の強化、技術力の向上を図ることを目的とし、県が発注する建設工事の入札参加資格（以下「格付け」という。）を有する者で主たる営業所が県内にあるもの_____が、合併又はすべての建設業について事業譲渡した場合（以下「合併等」という。）における入札参加資格の調整措置及び従前の格付けによる入札参加機会の確保措置（以下「合併特例措置」という。）並びにその他の必要な事項について定めることを目的とする。</p> <p>第3 合併特例措置の対象</p> <p>合併特例措置は、<u>合併等当事会社のうちに、</u>法第3条の規定による許可を受け、かつ、格付けを有する者で主たる営業所が県内にあるもの<u>を含む</u>合併等会社を対象として行うこととし、その対象工事種別は、一般土木工事、建築一式工事及びその他格付け工事種別とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当するものは、第7の規定に基づく合併等に伴う特例の申請を行うことができない。</p> <p>一 合併等当事会社のいずれかが、合併等日に「秋田県建設工事指名停止基準（平成6年9月13日監－848）」に基づく指名停止措置又は「指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監－1781）」に基づく指名差し控え措置を受けている場合</p>	<p>第1 目 的</p> <p>この要領は、県内建設企業の経営基盤の強化、技術力の向上を図ることを目的とし、県が発注する建設工事の入札参加資格（以下「格付け」という。）を有する者で主たる営業所が県内にあるもの<u>2以上</u>が、合併又はすべての建設業について事業譲渡した場合（以下「合併等」という。）における入札参加資格の調整措置及び従前の格付けによる入札参加機会の確保措置（以下「合併特例措置」という。）並びにその他の必要な事項について定めることを目的とする。</p> <p>第3 合併特例措置の対象</p> <p>合併特例措置は、_____法第3条の規定による許可を受け、かつ、格付けを有する者で主たる営業所が県内にあるもの<u>同土による</u>合併等会社を対象として行うこととし、その対象工事種別は、一般土木工事、建築一式工事及びその他格付け工事種別とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当するものは、第7の規定に基づく合併等に伴う特例の申請を行うことができない。</p> <p>一 合併等当事会社のいずれかが、合併等日に「秋田県建設工事指名停止基準（平成6年9月13日監－848）」に基づく指名停止措置又は「指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監－1781）」に基づく指名差し控え措置を受けている場合</p> <p><u>二 平成23年5月1日以降の事業譲渡により、第4又は第5に規定する措置の適用を受けた譲受会社が、その後、別の建設会社から事業譲渡を受けた場合</u></p>

二 合併等日から6月以上経過した場合

第4 入札参加資格の調整措置

合併等会社の入札参加資格審査における総合点については、合併等当事会社のいずれかが格付けされている工事種別を対象に合併等日以降5年間は10%の、合併等日以降5年を超え10年未満の間は5%の範囲内の加算を行うこととし、工事種別に適用する割増率は別表(1)「合併等会社に対する格付け総合点の割増調整率」のとおりとする。

第5 従前の格付けによる入札参加機会確保措置

合併等をしたことにより、合併等会社の入札参加機会が従前の合併等当事会社の入札参加機会に比し極端に減少することのないようにするため、次の各項に定める参加機会確保措置を講じることとする。

2 同一地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域に一の主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当するときは、合併等会社は、合併等日以降5年間新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。

一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が従前の格付けより上位等級に格付けされたこと。

二 異なる格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が格付けされたこと。

三 合併等当事会社のいずれかが格付けを有している場合の合併等で、合併等会社が当該格付けより上位等級に格付けされたこと。

3 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域のいずれかに主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当したときは、合併等会社は主たる営業所の所在地域において、合併等日以降5年間新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。

一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社がこれらより上位等級に格付けされたこと。

三 合併等日から6月以上経過した場合

第4 入札参加資格の調整措置

合併等会社の入札参加資格審査における総合点については、合併等当事会社のいずれかが格付けされている工事種別を対象に合併等日以降3年間は10%の、合併等日以降3年を超え5年未満の間は5%の範囲内の加算を行うこととし、工事種別に適用する割増率は別表(1)「合併等会社に対する格付け総合点の割増調整率」のとおりとする。

第5 従前の格付けによる入札参加機会確保措置

合併等をしたことにより、合併等会社の入札参加機会が従前の合併等当事会社の入札参加機会に比し極端に減少することのないようにするため、次の各項に定める参加機会確保措置を講じることとする。

2 同一地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域に一の主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当するときは、合併等会社は、合併等日以降3年間新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。

一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が従前の格付けより上位等級に格付けされたこと。

二 異なる格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が格付けされたこと。

三 合併等当事会社のいずれかが格付けを有している場合の合併等で、合併等会社が当該格付けより上位等級に格付けされたこと。

3 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域のいずれかに主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当したときは、合併等会社は主たる営業所の所在地域において、合併等日以降3年間新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。

一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社がこれらより上位等級に格付けされたこと。

二 異なる格付けを持つ合併等当事会社による合併等で、合併等会社の格付けが主たる営業所を置くこととした地域に所在していた合併等当事会社の格付けより上位等級となったこと。

4 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域のいずれかに合併等会社の主たる営業所を置くほか、合併等当事会社の主たる営業所の所在地域にその他の営業所を置くこととした場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、合併等会社はその他の営業所の所在地域において、合併等当事会社の格付等級の入札に参加できるものとする。

この場合において、主たる営業所の地域については、新たな格付等級とし、その他の営業所の地域については、合併等当事会社のいずれか下位の格付等級の入札に参加できるものとする。

一 その他の営業所においては、入札に参加できる格付等級に必要な有資格技術者数の専任配置をしていること。

二 合併等会社において格付けされた工事種別について、その他の営業所に係る従前の合併等当事会社においても同一工事種別に格付けされていたこと。

ただし、本項の規定の措置期間は、一般土木A級の格付けを有する者同士が合併等をした場合を除き合併等日以降5年間とする。

5 一般土木A級の格付けを有する者同士が合併等した場合には、次の各号の参加機会確保措置を講じる。

一 県が発注する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の入札参加資格において適用される、「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日監一2083）」第4条第2項の規定に基づき毎年度別に定める運用基準（以下「運用基準」という。）2（2）構成員の要件の格付工種に対する構成員数の取扱いについては、合併等日以降5年間、次のとおりとする。

県内一般土木2者が構成員の要件とされている場合にあつては、合併等会社は単体での入札参加ができるものとし、3者以上が構成員の要件とされている場合にあつては、合併等会社は合併等当事会社の数を運用基準の県内一般土木の構成

二 異なる格付けを持つ合併等当事会社による合併等で、合併等会社の格付けが主たる営業所を置くこととした地域に所在していた合併等当事会社の格付けより上位等級となったこと。

4 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域のいずれかに合併等会社の主たる営業所を置くほか、合併等当事会社の主たる営業所の所在地域にその他の営業所を置くこととした場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、合併等会社はその他の営業所の所在地域において、合併等当事会社の格付等級の入札に参加できるものとする。

この場合において、主たる営業所の地域については、新たな格付等級とし、その他の営業所の地域については、合併等当事会社のいずれか下位の格付等級の入札に参加できるものとする。

一 その他の営業所においては、入札に参加できる格付等級に必要な有資格技術者数の専任配置をしていること。

二 合併等会社において格付けされた工事種別について、その他の営業所に係る従前の合併等当事会社においても同一工事種別に格付けされていたこと。

ただし、本項の規定の措置期間は、一般土木A級の格付けを有する者同士が合併等をした場合を除き合併等日以降3年間とする。

5 一般土木A級の格付けを有する者同士が合併等した場合には、次の各号の参加機会確保措置を講じる。

一 県が発注する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の入札参加資格において適用される、「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日監一2083）」第4条第2項の規定に基づき毎年度別に定める運用基準（以下「運用基準」という。）2（2）構成員の要件の格付工種に対する構成員数の取扱いについては、合併等日以降3年間、次のとおりとする。

県内一般土木2者が構成員の要件とされている場合にあつては、合併等会社は単体での入札参加ができるものとし、3者以上が構成員の要件とされている場合にあつては、合併等会社は合併等当事会社の数を運用基準の県内一般土木の構成

員数とみなして入札参加ができるものとする。

二 総合評価落札方式において、合併等実績について評価するものとするが、対象工事及び期間、項目等については、「秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日建管-911）」及び「秋田県総合評価落札方式運用の手引き（平成21年7月6日建管-919）」において、別に定める。

第6 合併特例措置の適用除外及び取消し

知事は、合併等日以前の合併等当事会社が県の発注した建設工事において、合併等日以前2年間に適正な施工を確保していない その他合併特例措置の適用が不適当と認められる場合には、合併特例措置の適用を除外する。

2 知事は、合併等会社が県の発注した建設工事において、適正な施工を確保していない その他合併特例措置の適用が不適当と認められる場合には、合併特例措置を取り消すものとする。

3 知事は、第2第6項において定める事業譲渡の要件のいずれかを満たさないことを確認した場合は、合併特例措置を取り消すものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正による改正後の規定は、令和4年4月1日以降に行われた合併等に適用し、同日より前に行われた合併等についてはなお従前の例による。

別 表

(1) 合併等会社に対する格付総合点の割増調整率

単位：%

工 種	合併等後3年間	合併等後4・5年目	合併等後6～10年目
一般土木工事	10	8	4
法面工事	10	10	5
建築一式工事	10	8	4
電気工事	10	10	5

員数とみなして入札参加ができるものとする。

二 総合評価落札方式において、合併等実績について評価するものとするが、対象工事及び期間、項目等については、「秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日建管-911）」及び「秋田県総合評価落札方式運用の手引き（平成21年7月6日建管-919）」において、別に定める。

第6 合併特例措置の適用除外及び取消し

知事は、合併等日以前の合併等当事会社が県の発注した建設工事において、合併等日以前2年間に適正な施工を確保していない _____と認められる場合には、合併特例措置の適用を除外する。

2 知事は、合併等会社が県の発注した建設工事において、適正な施工を確保していない _____と認められる場合には、合併特例措置を取り消すものとする。

3 知事は、第2第6項において定める事業譲渡の要件のいずれかを満たさないことを確認した場合は、合併特例措置を取り消すものとする。

別 表

(1) 合併等会社に対する格付総合点の割増調整率

単位：%

工 種	合併等後3年間	合併等後4・5年目
一般土木工事	8	4
法面工事	10	5
建築一式工事	8	4
電気工事	10	5

給排水暖冷房衛生設備工事	10	9	5
鋼構造物工事	10	5	3
舗装工事	10	9	5
一般塗装工事	10	5	3
路面標示工事	10	10	5
機械器具設置工事	10	10	5
電気通信工事	10	10	5
造園工事	10	5	3
さく井工事	10	10	5
水道施設工事	10	10	5
解体工事	10	10	5

(注) 当該割増調整率は、格付け基準点が改正された場合は改正されることがあります。

別紙様式1号(第7関係)
 合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請書
 _____年 月 日

秋田県知事 あて

住所
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者氏名
 電話番号

_____年 月 日付けで次のとおり合併等を行いましたので、建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び受注機会の確保に関する特例措置第7の規定に基づき、調整措置を申請します。

別紙様式__1号の2(第7関係)
 合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請の事業譲渡に係る確認書
 _____年 月 日

給排水暖冷房衛生設備工事	9	5
鋼構造物工事	5	3
舗装工事	9	5
一般塗装工事	5	3
路面標示工事	10	5
機械器具設置工事	10	5
電気通信工事	10	5
造園工事	5	3
さく井工事	10	5
水道施設工事	10	5

(注) 当該割増調整率は、格付け基準点が改正された場合は改正されることがあります。

別紙様式1号(第7関係)
 合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請書
 平成_____年 月 日

秋田県知事 あて

住所
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者氏名
 電話番号

平成_____年 月 日付けで次のとおり合併等を行いましたので、建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び受注機会の確保に関する特例措置第7の規定に基づき、調整措置を申請します。

別紙様式第1号の2(第7関係)
 合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請の事業譲渡に係る確認書
 平成_____年 月 日

別紙様式 2 号 (第 8 関係)

〇〇-
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者 様

秋田県知事

印

合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書
年 月 日付で申請のあった調整措置等については、次の結果となりました。

別紙様式 2 号 (第 8 関係)

建管-
平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者 様

秋田県知事

印

合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書
平成 年 月 日付で申請のあった調整措置等については、次の結果となりました。